

富士宮市週休 2 日推進工事実施要領

(目的)

第 1 条 本要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休 2 日推進工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日推進工事の対象となる工事は、市が発注する予定価格が 200 万円以上の工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が 1 週間以内（不稼働日を除く実稼働日数が 5 日未満）と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、修繕工事及び災害復旧工事
- (3) 工事発注担当課長が対象工事に適さないと判断する工事

(用語の定義)

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。

(5) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が28.5%に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

（発注）

第4条 週休2日推進工事の発注は、発注者指定型による発注とし、対象工事については、施工条件明示事項に明記する。

なお、費用の計上を行う工事においては、達成を前提とした補正係数により費用を計上する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

1 第2条の対象工事のうち費用の計上を行わない工事においては、工事完成時、受注者は週休2日達成状況報告表（別紙1を参考とする）を監督員に提出するものとする。

2 費用の計上を行う工事においては、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙2を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、

対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率等について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率等に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 森林工事においては、静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領（森林工事）」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年10月1日以降に当初設計を積算したものに適用し、それ以外は従前の規定を適用とする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。ただし、本規定は、令和8年10月1日以降に当初設計を積算したものに適用し、それ以外は従前の規定を適用とする。